

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代表取締役社長 小 方 功

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2018年7月27日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年7月28日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
住友不動産千代田ファーストウイング1階
ベルサール神保町アネックス
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 目 的 事 項 報告事項

1. 第22期(2017年5月1日から2018年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期(2017年5月1日から2018年4月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 新設分割計画承認の件
- 第3号議案 吸収分割契約承認の件
- 第4号議案 定款一部変更（1）の件
- 第5号議案 定款一部変更（2）の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第9号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.raccoon.ne.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円20銭、総額92,610,668円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年7月30日

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業として、スーパーデリバリーを主力とするEC事業（※1）、Paid事業（※2）、保証事業（※3）の3事業を展開しております。これまで3事業とも順調に成長しており、売上、利益ともに年々拡大を続けております。しかしながら、当社といたしましては、現状よりも成長スピードを加速させ、さらなる売上、利益の拡大を実現し、企業価値の向上を図っていくことが必要であると考えております。具体的にはこれまで培ってきた既存事業の成長スピードを上げてまいります。加えて、今後、積極的に新規事業の創出や、M&Aを実施してまいります。このような取組みにより、当社グループ全体の売上、利益の力強い成長を図っていく方針です。そのために経営管理体制を再構築する必要があると判断し、持株会社体制へ移行することを当社取締役会で決議いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、当社のEC事業を新たに設立する「株式会社ラクーンコマース」（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割計画につきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく新設分割は、第3号議案「吸収分割契約承認の件」及び第5号議案「定款一部変更（2）の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします（効力発生日：2018年11月1日（予定））。

（※1）アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」が主力の事業

（※2）企業間取引で発生する「請求書発行」から「代金回収」まですべてを代行する事業

（※3）企業間取引で発生した売掛金が未回収になった際に取引先に代わって売掛金を支払う事業

2. 新設分割計画の内容の概要

分割計画書（写）

この分割計画書は、株式会社ラクーン（以下「甲」という。）が、その営むEC（電子商取引）事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ラクーンコマース（以下「乙」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うにあたり、その分割計画（以下「本分割計画」という。）の内容を定めるものである。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項）

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

1. EC事業（電子商取引事業）およびその仲介・斡旋
2. 酒類の販売業
3. 企業間取引の決済サービスシステムの提供
4. 企業間取引の情報提供サービスシステムの提供
5. 前各号に関するコンサルティング業務
6. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(2) 商号

株式会社ラクーンコマース

(3) 本店の所在地

東京都中央区

（設立時の本店は、東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号とする。）

(4) 発行可能株式総数

100,000株

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

第2条 乙の設立時取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

取締役 和久井 岳

取締役 今野 智

取締役 阿部 智樹

監査役 林 藤吉郎

(乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務に関する事項)

第3条 乙は本新設分割により、別紙2「承継権利義務明細表」記載の甲の営む本事業に関する資産および債務その他の権利義務を承継する。なお、承継する権利義務のうち資産および債務の評価については、平成30年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

2 前項の債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

(乙が本新設分割に際して甲に対して交付する株式の数)

第4条 乙は本新設分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、株式6,000株を発行し、そのすべてを甲に対して交付するものとする。

(乙の資本金および準備金の額に関する事項)

第5条 乙の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|---------------|
| (1) | 資本金 | 金300,000,000円 |
| (2) | 資本準備金 | 金0円 |
| (3) | 利益準備金 | 金0円 |

(手続の終了)

第6条 甲は、平成30年10月31日までに、株主総会における本分割計画の承認その他関連法令により必要となる手続を終了させ、平成30年11月1日に新設分割による乙に係る設立の登記を行う。ただし手続の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の決議を得てこれを変更することができる。

(競業禁止義務)

第7条 甲は、本新設分割の効力発生後においても、本事業に関し、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

(本分割計画の変更等)

第8条 本分割計画の作成後、乙の成立に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産および経営状態に重大な変動を生じた場合その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画を変更し、または本新設分割を行わないものとする。ことができる。

(本分割計画の効力)

第9条 本分割計画は、第6条に定める株主総会における承認が得られない場合、または国内外の関連法令により必要となる監督官庁の承認等が得られない場合もしくは当該承認等に本新設分割の実行に重大な影響をきたす条件、制約等が付された場合には、その効力を失う。

(規定外事項)

第10条 本分割計画に定めるものの他、本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨にしたがって、これを決定するものとする。

以上、本新設分割の内容を証するため、本分割計画書を作成し、甲が記名押印する。

平成30年6月8日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
(甲) 株式会社ラクーン
代表取締役 小方 功 ㊞

別紙1

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ラクーンコマースと称し、英文にては RACCOON COMMERCE, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. EC事業（電子商取引事業）およびその仲介・斡旋
2. 酒類の販売業
3. 企業間取引の決済サービスシステムの提供
4. 企業間取引の情報提供サービスシステムの提供
5. 前各号に関するコンサルティング業務
6. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(株券)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を書しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第14条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名または名称および住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第15条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限および払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

- 第21条 株主またはその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。
この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

- 第22条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第23条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第24条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任方法)

- 第25条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第26条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。
- 2 補欠または増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集通知)

- 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。
- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 取締役会は、その決議によって、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

(業務執行)

第33条 社長は会社の業務を統轄し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度とする。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第37条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第38条 当社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任方法)

第39条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭については、利息を付さないものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成31年4月30日までとする。

(附則の削除)

第49条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除するものとする。

以上

別紙2

承継権利義務明細表

承継する資産、債務その他の権利義務の明細

(1) 承継する資産

効力発生日における本事業に係る以下の資産

- ① 普通預金
- ② 売掛金
- ③ 未収入金
- ④ 預け金
- ⑤ 商品
- ⑥ 貯蔵品
- ⑦ 前払費用
- ⑧ 前払金
- ⑨ 仮払金
- ⑩ 短期繰延税金資産
- ⑪ 貸倒引当金
- ⑫ 工具器具備品
- ⑬ リース資産
- ⑭ ソフトウェア
- ⑮ 長期繰延税金資産
- ⑯ その他資産
- ⑰ 承継する契約に基づく債権
- ⑱ 上記①から⑰までに付随する一切の資産

(2) 承継する債務

効力発生日における本事業に係る以下の債務

- ① 買掛金
- ② 未払金
- ③ 前受金
- ④ 仮受金
- ⑤ 販促引当金
- ⑥ リース債務
- ⑦ 承継する契約に基づく債務
- ⑧ 上記①から⑦までに付随する一切の債務

(3) 承継する契約

効力発生日における本事業に関する一切の契約（ただし、雇用契約を除く）

(4) 許認可等

甲が本新設分割の効力発生日において、本事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

以上

3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 対価の総数に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して新たに株式6,000株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

本新設分割は単独新設分割であり、本新設分割により当社の純資産に変動はなく、また、新設会社の発行する株式のすべてが当社に割り当てられることから、交付株式数を任意に定めることができるものと考えられます。

当社は、新設会社の資本金の額等を考慮し、また、新設分割による持株会社体制への移行目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設会社を適正かつ効率的に管理するうえで、上記株式数は相当であると判断しております。

② 新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設会社の資本金及び準備金の額を分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社取締役会は、持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、当社の企業間取引の決済サービスシステム事業を当社の完全子会社である「株式会社トラスト&グロース」（以下「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割契約につきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく吸収分割は、第2号議案「新設分割計画承認の件」及び第5号議案「定款一部変更（2）の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします（効力発生日：2018年11月1日（予定））。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社ラクーン（以下「甲」という。）と株式会社トラスト&グロース（以下「乙」という。）は、甲の企業間取引の決済サービスシステム事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、本日、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本吸収分割により、第5条に定める効力発生日をもって、甲が本事業に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に対して承継させ、乙はこれを承継する。

2 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社ラクーン

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

なお、甲は、平成30年11月1日をもって株式会社ラクーンホールディングスに商号変更するものとする。

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社トラスト&グロース

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

なお、乙は、平成30年11月1日をもって株式会社ラクーンフィナンシャルに商号変更するものとする。

(承継する権利義務)

第2条 本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務及び契約上の地位の内容については、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、承継する権利義務のうち資産および債務の評価については、平成30年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

2 前項の債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

3 第1項に定める乙が承継する権利義務のうち、その移転のために、監督官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、本吸収分割により乙に移転承継する。また、承継する契約及びそれに基づく権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。

4 甲は、第1項に定める乙が承継する権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他一定の手続きを必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続きを行う。この場合の登記手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

(分割に際して交付する金銭等)

第3条 乙は、本吸収分割に際して、本吸収分割により承継する権利義務の対価たる株式その他の金銭等の交付は行わない。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。ただし、効力発生日前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(効力発生日)

第5条 本吸収分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年11月1日とする。ただし、本吸収分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(本契約の承認等)

第6条 甲は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項の規定に基づき、株主総会において本契約の承認を得るほか、関係法令により必要となる手続きを行うものとする。
2 乙は、効力発生日の前日までに、関係法令により必要となる手続きを行うものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

(費用負担)

第8条 本吸収分割の効力発生日までに発生する本吸収分割実行にかかる手続費用は、甲乙協議の上、負担者を定めるものとする。

(競業禁止義務)

第9条 甲は、本吸収分割の効力発生後においても、本事業に関し、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わない。

(分割条件の変更又は分割契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産、経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は、本契約を解除できる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、効力発生日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認が得られなかった場合、国内外の関係法令により必要となる監督官庁の承認等が得られなかった場合若しくは当該承認等に本吸収分割の実行に重大な影響をきたす条件、制約等が付された場合には、その効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、乙がその原本を、甲がその写しを保有するものとする。

平成30年6月8日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
(甲) 株式会社ラクーン
代表取締役 小方 功 ㊟

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
(乙) 株式会社トラスト&グロース
代表取締役 秋山 祐二 ㊟

別紙

承継権利義務明細表

承継する資産、債務その他の権利義務の明細

(1) 承継する資産

効力発生日における本事業に係る以下の資産

- ① 普通預金
- ② 売掛金
- ③ 未収入金
- ④ 前払費用
- ⑤ 仮払金
- ⑥ 短期繰延税金資産
- ⑦ ソフトウェア
- ⑧ 承継する契約に基づく債権
- ⑨ 上記①から⑧までに付随する一切の資産

(2) 承継する債務

効力発生日における本事業に係る以下の債務

- ① 買掛金
- ② 短期借入金
- ③ 未払金
- ④ 仮受金
- ⑤ 預り金
- ⑥ 預り保証金
- ⑦ 承継する契約に基づく債務
- ⑧ 上記①から⑦までに付随する一切の債務

(3) 承継する契約

効力発生日における本事業に関する一切の契約（ただし、雇用契約を除く）

(4) 許認可等

甲が本吸収分割の効力発生日において、本事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に際し、承継会社から当社に対して株式、金銭その他一切の財産の交付をいたしません。

また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動いたしません。

(2) 承継会社における最終事業年度に係る計算書類等

別紙「株式会社トラスト&グロースの最終事業年度に係る計算書類等」に記載のとおりであります。

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

事業報告

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いており、その長さは戦後2番目のものとされています。株式市場では、米国大統領の政策に対する思惑や地政学的リスクの影響を受ける局面があったものの、全体的に輸出主導の景気拡大が続き、デフレ脱却に向けて着実に前進した年と言えます。

その一方で、2017年度の倒産件数は8,285件（前年比1.6%増）と9年ぶりに増加（帝国データバンク調べ）し、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいことがうかがえます。

こうしたなか当社では、引き続き新規契約の獲得強化と利用クライアント数、クライアント利用単価の増加を軸として、コストの見直しを意識しつつ、事業規模の拡大に努めてまいりました。

T&G売掛保証におきましては、保証条件の緩和やボリュームディスカウントを継続実施し、優良顧客の囲い込みを促進いたしました。また、新規顧客獲得のため金融機関提携を推進し、株式会社武蔵野銀行、株式会社栃木銀行、株式会社福邦銀行との契約を実現いたしました。提携案件につきましても、旅行業振興機構株式会社をはじめとして順調に推移いたしました。

URIHOにおきましては、事業管掌を行っていた社長室をURIHO推進部へと組織改編し、社内の職務分掌を明確にした効果的なリソース投入の実現に努めてまいりました。また、人員増加によるサポート体制の強化とあわせて、WEB集客やマーケティングにも注力いたしました。

また、当事業年度末には事業用家賃保証の自社販売を開始し、WEBサイトを開設いたしました。本事業は新たに営業チームを組成し、今後さらに注力してまいります。

この結果、当事業年度末時点での保証残高は、18,420,504千円（前期比62.3%増）となりました。新規顧客の獲得と既存顧客のサービス利用増加により、売上高は792,316千円（前期比9.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、中途社員2名及び新卒社員2名の採用を行いました。各種支払手数料の見直しや生産性の向上により、販売費及び一般管理費全体は359,052千円と、売上対比では概ね前期同率となりました。

これらの結果、営業利益は176,161千円、経常利益175,063千円、当期純利益119,661千円となりました。

(2) 対処すべき課題

海外景気の下振れや大企業の倒産による連鎖倒産懸念など、まだまだ景気の先行きに不透明感が続いており、債権保全に対する意識は持続されております。一方で東京オリンピックの経済への好影響など、景気回復への期待も高まっております。

こうした環境を見据えたうえで、当社では商品改定や、競合他社対策への迅速な意思決定を行い、以下の課題に取り組んでまいります。

① 各サービスの強化

極度保証の大口獲得施策の継続や売上保証の促進に努めるとともに、家賃保証事業及びURIHOへ人的リソースを再配分し、成長スピードを加速することで、事業拡大を図ってまいります。

a. URIHOのキャズム越え

新しいプランを作りWEB集客のフックとすることで、集客力の強化を図ってまいります。また、金融機関をはじめとした提携先を通じて販路の拡大に努めてまいります。

b. 家賃保証の拡大

家賃保証の営業員を配置し、東京を中心とした一都三県の不動産業者に対して、自社の事業用の家賃保証の開拓に努めてまいります。

c. T&G売掛保証の拡大

競合他社がひしめく極度保証は商品改定を継続し、他社との差別化を図ってまいります。また、当社独自の商品である売上保証は、売上確定後に保証がかけられるという利便性を背景に利用者の拡大に努めてまいります。

d. 営業の効率化

マーケティングオートメーションを活用し、未稼働客や見込み客への営業の効率化を図ってまいります。

② 事業規模の拡大による収益安定化

当社のビジネスモデルはストック型であり、保証残高を積みこむことにより保証料収入が増加し、安定的な収益構造が実現できます。当期におきましては、保証残高は前期末比62.3%増加と、順調に拡大しております。

また、クライアント利用単価、クライアント数ともに着実に増加しておりますが、新規契約クライアントの稼働率が低下している現状を踏まえ、以下の課題に取り組んでまいります。

a. クライアントフォローの強化

クライアントに対して定期的なフォローや関係強化を図り、稼働率の向上を目指します。また会員サイト上でネガティブ情報を共有する新しい機能を追加することにより、さらなる満足度の向上に努めてまいります。

b. 優良クライアント優遇施策の実施

継続して利用し、かつ保証履行が発生していないクライアント向けに保証条件の一部緩和や段階的に保証料率を割引していく優遇施策を実施し、クライアント利用単価の増加を図ってまいります。

c. 継続的な商品改良と新商品開発

クライアントにとって、同業他社サービスより利便性と必要性の高いサービスとして実感頂けるように、商品改良や新商品の開発に努めてまいります。

③ 与信ノウハウの向上

事業規模の拡大を目指すことは、保証引受金額を増加させることにつながり、結果として当社が保有するリスク金額も拡大していきます。リスクをコントロールし、継続的に利益を確保するため、以下の方法により引き続き与信ノウハウの向上を図ってまいります。

a. ナレッジマネジメントの活用

審査部門だけでなく、案件経路、顧客、営業、管理、提携先等事業にかかわるバリューチェーン全体で事例やノウハウを共有し、審査精度を高めてまいります。

b. 情報収集力の強化

企業調査会社からの情報に加えて、クライアント、保険会社、提携先等から情報収集が可能な体制の構築に努めてまいります。また、各業種の審査担当者と人脈を形成することで情報収集を行うことができる体制の構築を図ってまいります。

c. AIの活用

与信審査へのAIの活用を拡大し、リスクコントロールに努めてまいります。

④ 人材の育成と採用

高い専門性を持った人材を育成すべく社員教育を引き続き強化するとともに、ジョブローテーションを強化することにより、総合的に事業に貢献できる人材の育成に努めてまいります。また、人事採用に関わる人的リソースを増加させ、新卒社員や中途社員の採用方針を作成し、継続的で戦略的な採用に努めてまいります。

(3) 主要な事業内容

① 売掛保証

企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を当該企業に支払うサービス

② 家賃保証

事業用の賃貸物件の家賃債権を保証することで保証料を徴収し、当該家賃債権が支払不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を当該物件オーナーに支払うサービス

貸借対照表

(2018年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,009,370	流 動 負 債	284,026
現 金 及 び 預 金	694,089	未 払 金	11,507
売 掛 金	13,178	未 払 費 用	5,716
貯 蔵 品	90	未 払 法 人 税 等	46,676
求 償 債 権	72,394	未 払 消 費 税 等	6
前 払 費 用	133,980	賞 与 引 当 金	16,965
繰 延 税 金 資 産	56,621	保 証 履 行 引 当 金	51,497
そ の 他	39,016	前 受 金	148,681
固 定 資 産	49,405	預 り 金	2,326
有 形 固 定 資 産	238	そ の 他	647
工 具 、 器 具 及 び 備 品	238	固 定 負 債	-
無 形 固 定 資 産	48,339	負 債 合 計	284,026
特 許 出 願 権 等	405	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	47,934	株 主 資 本	774,749
投 資 そ の 他 の 資 産	826	資 本 金	490,000
敷 金 及 び 保 証 金	20	利 益 剰 余 金	284,749
繰 延 税 金 資 産	806	そ の 他 利 益 剰 余 金	284,749
資 産 合 計	1,058,776	繰 越 利 益 剰 余 金	284,749
		純 資 産 合 計	774,749
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,058,776

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	792,316
売 上 原 価	257,101
売 上 総 利 益	535,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	359,052
営 業 利 益	176,161
営 業 外 収 益	
雑 収 入	266
そ の 他	6
営 業 外 費 用	
租 税 公 課	1,330
雑 損 失	41
経 常 利 益	175,063
税 引 前 当 期 純 利 益	175,063
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	72,871
法 人 税 等 調 整 額	△17,468
当 期 純 利 益	119,661

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計	
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 益 金 計		
		繰 越 剰 余	利 益			
当 期 首 残 高	300,000	355,088		355,088	655,088	655,088
当 期 変 動 額						
繰越利益剰余金から の 振 替	190,000	△190,000		△190,000	-	-
当 期 純 利 益		119,661		119,661	119,661	119,661
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)						-
当 期 変 動 額 合 計	190,000	△70,338		△70,338	119,661	119,661
当 期 末 残 高	490,000	284,749		284,749	774,749	774,749

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
・貯蔵品 先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 5年
② 無形固定資産（リース資産を除く）
・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
① 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
② 保証履行引当金 保証債務の保証履行に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
③ 求償債権引当金 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産から直接控除した求償債権引当金 251,468千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,404千円
- (3) 保証債務
保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は提供している保証枠の金額を記載しております。
- | | |
|------------|--------------|
| 保証債務残高 | 18,420,504千円 |
| 保証履行引当金 | △51,497千円 |
| 保証債務残高（純額） | 18,369,007千円 |
- (4) 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 6,618千円 |
| 短期金銭債務 | 4,224千円 |

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 売上 | 244,844千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 36,442千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	3,259千円
賞与引当金	5,194千円
未払費用否認	944千円
繰延消費税	200千円
保証履行引当金	15,768千円
求償債権引当金	31,252千円
繰延税金資産（流動）合計	56,621千円
繰延税金資産（流動）の純額	56,621千円
繰延税金資産（固定）	
繰延消費税	806千円
繰延税金資産（固定）合計	806千円
繰延税金資産（固定）の純額	806千円

6. 関連当事者との取引に係る注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	株式会社ラクーン	被所有 直接 100%	役員の兼任 債権保証	経営指導料の 支払(注1)	36,000	未払金	3,240
				保証料の受取 (保証残高) (注2)	244,844 (1,712,787)	売掛金	5,745
				ソフトウェアの 開発委託等 (注3)	8,820	未払金	—

(注) 1. 経営指導料に関しては、毎期交渉の上決定しております。

2. 親会社である株式会社ラクーンへ債権の保証サービスを提供しております。なお、保証残高については、債権に対する保証について2018年4月30日現在の保証枠の金額を記載しております。

また、同サービスに対しては一般的な取引と同水準の保証料を受け取っております。

3. 取引金額は、帳簿価額を基に決定しております。

4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	51,649円96銭
② 1株当たり当期純利益	7,977円40銭

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

2017年5月1日から2018年4月30日までの第8期事業年度の取締役の職務執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、社内において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2018年6月22日

株式会社トラスト&グローブ

監 査 役 植 松 定 啓 ⑩

第4号議案 定款一部変更（1）の件

1. 提案の理由

当社は第2号議案「新設分割計画承認の件」及び第3号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、本定時株主総会の承認可決を前提として、2018年11月1日（予定）を効力発生日として、持株会社体制へ移行する予定です。これに先立ち、取締役会の監督機能のさらなる向上、意思決定の迅速化と機動性の強化を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより高めるために、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、次のとおり現行定款について変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行と合わせ、事業年度における取締役の経営責任を明確化するために、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう変更を行うものであります。なお、当該変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条（条文省略） （取締役の員数）	第1条～第17条（現行どおり） （取締役の員数）
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 （新 設）	第18条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は10名以内とする。</u>
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2 （条文省略）	2 （現行どおり）
3 （条文省略）	3 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに發する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (監査役の数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第30条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削 除) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第42条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第32条</u> 当社は、監査等委員会を置く。 <u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条（条文省略） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第47条～第50条（条文省略） （新 設） （新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条（現行どおり） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第43条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>第44条 当社は、第22回定時株主総会終結前 の行為に関する会社法第423条第1項 所定の監査役（監査役であった者を含 む。）の損害賠償責任を、法令の限度 において、取締役会の決議によって免 除することができる。</p> <p>2. <u>第22回定時株主総会終結前の監査役</u> <u>（監査役であった者を含む。）の行為</u> <u>に関する会社法第423条第1項の損害</u> <u>賠償責任を限定する契約については、</u> <u>なお同定時株主総会の決議による変更</u> <u>前の定款第42条の定めるところによ</u> <u>る。</u></p>

第5号議案 定款一部変更（2）の件

1. 提案の理由

当社は第2号議案「新設分割計画承認の件」及び第3号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、本定時株主総会の承認可決を前提として、2018年11月1日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものであります。

なお、本議案は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものとし、また、本変更につきましては第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、当該新設分割及び吸収分割の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、ます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ラクーンと称し、英文では <u>RACCOON CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 9. (条文省略)</p> <p>第3条～第44条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ラクーンホールディングスと称し、英文では <u>RACCOON HOLDINGS, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことならびに<u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～ 9. (現行どおり)</p> <p>第3条～第44条 (現行どおり) <u>(効力の発生)</u></p> <p>第45条 <u>第1条および第2条の変更は、第22回定時株主総会に付議される新設分割計画承認の件および吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されることならびに上記新設分割計画および吸収分割契約に基づく新設分割および吸収分割が効力を生じることを条件として、効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生後これを削除する。</u></p>

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	お 小 方 功 (1963年7月5日生)	1988年4月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社 1993年9月 ラクーントレードサービス（個人事業主）創業 1995年9月 有限会社ラクーントレードサービス設立 取締役社長 1996年5月 株式会社ラクーンに組織変更 代表取締役社長 2013年5月 当社代表取締役社長兼SD統括本部長 2015年2月 当社代表取締役社長（現任）	5,023,800株
2	こ 今 の 野 さとし 智 (1972年1月25日生)	1994年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1998年4月 公認会計士登録 1998年6月 公認会計士福田勉事務所入所 1999年1月 東京共同会計事務所入所 2000年7月 当社財務経理部長 2000年7月 当社取締役財務経理部長 2003年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長 2004年5月 当社取締役副社長兼管理部長 2008年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理部長 2010年12月 株式会社トラスト&グロース取締役（現任） 2018年5月 当社取締役財務担当副社長兼経営管理本部長兼経営管理本部 財務経理部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 取締役	213,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	あべともき 阿部智樹 (1979年10月21日生)	2001年3月 当社入社 2004年6月 当社セールスマネジメント部長 2006年5月 当社経営企画室副室長 2008年5月 当社事業企画部長 2008年7月 当社取締役事業企画部長 2009年5月 当社取締役社長室長 2011年5月 当社取締役リテイルマネージメント部長 2011年6月 当社取締役社長室長 2012年5月 当社取締役社長室長兼SD統括本部長 2013年5月 当社取締役マーケティング部長 2014年1月 当社取締役COREC事業推進部長 2018年5月 当社取締役経営管理本部 経営企画部長 (現任)	100,800株
4	うえまつさだあき 植松定啓 (1964年2月28日生)	1986年4月 株式会社マルフル(現株式会社AOKI) 入社 2006年4月 同社経理部長 2007年10月 株式会社MX(現株式会社AOKI) 管理部長 2008年4月 同社執行役 経理部長 2009年10月 株式会社AOKIホールディングス 出向 2010年4月 同社転籍 2013年11月 株式会社AOKI出向 2016年7月 当社常勤社外監査役 2016年7月 株式会社トラスト&グロース監査役 (現任) 2017年7月 当社取締役 2017年8月 当社取締役人事総務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 監査役	700株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※5	たむらともひろ 田 邨 知 浩 (1976年9月25日生)	2000年4月 株式会社システムハウス、アイエヌジー入社 2003年12月 同社退社 2004年2月 株式会社ヒューマンシステム入社 2008年5月 同社退社 2008年6月 当社入社 2013年5月 当社技術戦略部長 2018年5月 当社技術戦略部長兼デザイン戦略部長(現任)	6,300株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社の株式数は、2018年4月30日現在のものです。

第7号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第4号議案「定款一部変更(1)の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第4号議案「定款一部変更(1)の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はやし 林 とうきちろう 藤吉郎 (1969年10月21日生)	1996年3月 株式会社ジャパンスリーブ入社 2002年1月 同社退社 2005年3月 当社入社 2006年5月 当社セールスマネジメント部流通開発チームリーダー 2008年5月 当社OG事業推進部マネジメントチーム 2008年7月 当社管理部総務人事チーム 2015年4月 当社社長室 内部監査担当 2017年7月 当社常勤監査役(現任)	7,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">なか つじ かず なか 中 辻 一 剛 (1971年5月19日生)</p>	<p>1997年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2001年4月 公認会計士登録</p> <p>2006年7月 勤業衆信會計師事務所（現勤業衆信聯合會計師事務所）台北事務所出向</p> <p>2010年8月 有限責任監査法人トーマツ帰任</p> <p>2011年10月 中辻馬口公認会計士事務所（現F P C会計事務所）設立 代表</p> <p>2011年12月 税理士登録</p> <p>2012年7月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2014年3月 監査法人フロンティアパートナークラウド社員（現任）</p> <p>2016年6月 合同会社F P C設立 代表社員（現任）</p> <p>2016年7月 F P C会計事務所 パートナー（現任）</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">合同会社F P C 代表社員 F P C会計事務所 パートナー 監査法人フロンティアパートナークラウド 社員</p>	10,500株
3	<p style="text-align: center;">こ み や ま す み え 小宮山 澄 枝 (1960年2月20日生)</p>	<p>1987年4月 弁護士登録</p> <p>2006年11月 小宮山澄枝法律事務所開設 所長（現任）</p> <p>2010年6月 株式会社Minoriソリューションズ監査役</p> <p>2012年10月 オリックス債権回収株式会社取締役（現任）</p> <p>2014年7月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2015年4月 国立研究開発法人土木研究所監事（現任）</p> <p>2017年7月 全国農業協同組合連合会監事（現任）</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">小宮山澄枝法律事務所 所長 オリックス債権回収株式会社 取締役 国立研究開発法人土木研究所 監事 全国農業協同組合連合会 監事</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	多喜田 二郎 (1953年7月5日生)	1976年4月 株式会社柏そごう（現株式会社そごう・西武）入社 1979年6月 株式会社ソニープラザ（現株式会社スタイリングライフ・ホールディングス）入社 2005年6月 同社執行役員 2010年3月 株式会社スタイリングライフ・ホールディングス取締役 2012年3月 同社取締役退任 2012年4月 同社シェアドサービスカンパニーデピュティプレジデント 2013年8月 同社グループコンプライアンス本部本部長 2014年7月 同社退社 2015年7月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、2018年4月30日現在のものです。
3. 中辻一剛氏、小宮山澄枝氏及び多喜田二郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中辻一剛氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計に関する専門的な知識を当社の監査・監督に反映していただけるものと判断したためであります。
5. 小宮山澄枝氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査・監督に反映していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 多喜田二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づく企業経営に係る幅広い知識と見識を当社の監査・監督に反映していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社は、多喜田二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- また、中辻一剛氏及び小宮山澄枝氏とは現在監査役として当該責任限定契約を締結しておりますが、両氏の選任が承認された場合は、改めて当該契約を締結する予定であり、林藤吉郎氏の選任が承認された場合は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

8. 当社は、中辻一剛氏、小宮山澄枝氏及び多喜田二郎氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額400百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第9号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」及び第7号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、第4号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に係る報酬の枠を当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対して、年額100万円を上限として設けることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役の員数は、第4号議案「定款一部変更（1）の件」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。

1. 株式報酬型ストック・オプション導入の理由

当社は、中長期的な企業価値の増大を目指すに当たって、当社取締役報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇のメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期的な業績及び企業価値向上への意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社取締役に対し、株式報酬型ストック・オプション制度を導入するものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与に際しては、当該新株予約権の公正な評価額と同額を当該新株予約権の払込金額とし、当社は当該新株予約権の割当を受ける当社の取締役に対し、払込金額と同額の金銭報酬債権を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とが対等額で相殺されることにより、当社の取締役は当該新株予約権を取得することとなります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の総数は、各事業年度において、当社普通株式10万株を上限とする。なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、会社法第240条に基づき当社取締役会決議において、1,000個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合、付与株式数についても同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当の日（以下「割当日」という。）においてブラックスホールズモデル等の公正な価値算定方式により算出される新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、割当を受けるものは、当該金銭の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとし、金銭の払込を要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資すべき財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から15年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) その他の新株予約権の内容等

上記(1)乃至(7)の詳細及び新株予約権のその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定する。

以 上

(お知らせ)

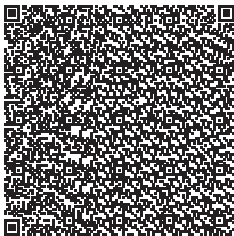
「IR情報配信メール」を受け取りませんか？

「IR情報配信メール」では最新のニュースリリースや適時開示など、当社のIRに関する情報について、メールにてお知らせいたします。

●お手続き方法

下記のQRコードまたはURLにアクセスいただき、当社ホームページにてお手続きください。

<https://www.raccoon.ne.jp/company/investor/irmail.html>

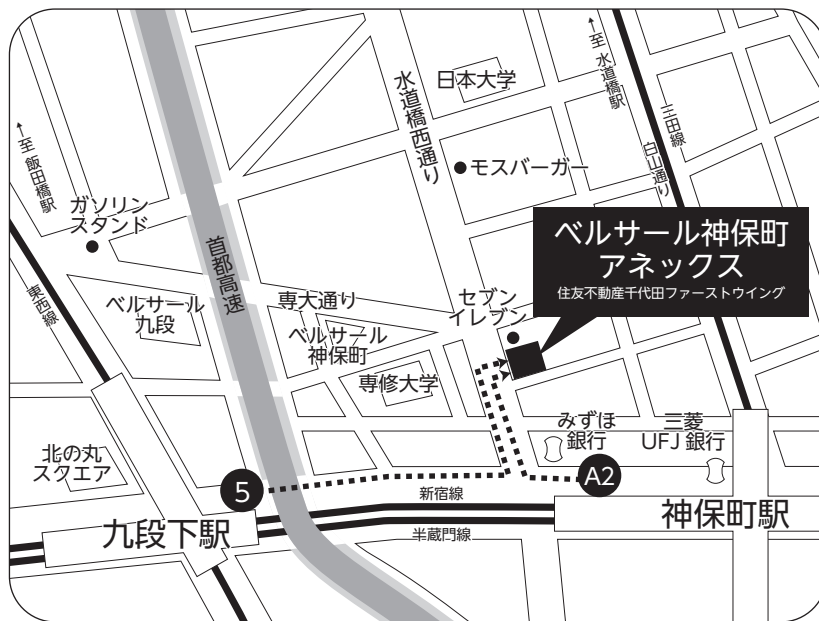


※ 「IR情報配信メール」は、株式会社マジカルポケットが提供するメール配信サービスを通じて配信しています。「登録画面へ進む」ボタンから先は、株式会社マジカルポケットのIRメール配信サービスの登録・配信停止受付ページ（外部サイト）へ移動します。

お手続きに関するお問い合わせ先： ir@raccoon.ne.jp

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
住友不動産千代田ファーストウイング1階
ベルサール神保町アネックス
TEL：03-3263-1616



交通 ・ 神保町駅「A2番出口」 徒歩2分（半蔵門線・新宿線・三田線）
・ 九段下駅「5番出口」 徒歩5分（東西線・半蔵門線・新宿線）

◎近隣の「ベルサール神保町」とお間違えのないようご注意ください。

(第22回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第22期 報告書

自 2017年5月1日 至 2018年4月30日

目次

■事業報告……………	1
■連結計算書類……………	20
■計算書類……………	33
■監査報告……………	40

株 式 会 社 ラ ク ー ン

証券コード 3031

(提供書面)

事業報告

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2017年5月1日～2018年4月31日)における我が国経済は、企業収益が引き続き緩やかに回復し、また、堅調な雇用・所得情勢を背景に、個人消費も底堅く推移しております。海外情勢においては緩やかな回復となっておりますが、米中の貿易摩擦懸念や世界各地の地政学リスクなどによる影響により、依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような状況の中、当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業の事業規模拡大に努めてまいりました。2018年4月期は、前期に引き続き、EC事業の「スーパーデリバリー」における「SD export」とPaid事業の「Paid」及び保証事業の「URIHO」の認知度・知名度の向上及び集客加速のための広告投資を行っております。また、営業力強化やシステム開発など各サービスの利便性向上のための人員の増加も行っております。これらにより、すべての事業について売上高は増加いたしました。Paid事業の売上高の伸びが弱かったものの、保証事業の売上高の伸びが補い、当連結会計年度における売上高は2,546,080千円(前期比7.9%増)となりました。

一方、費用面におきましては、前述の広告投資と人員増加の影響により販売費及び一般管理費が増加したことに加え、保証事業において原価率が上昇したことで売上高の伸びに比べ利益の伸びが低くなりました。

この結果、営業利益437,689千円(前期比4.0%増)、経常利益431,501千円(前期比4.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益282,920千円(前期比10.6%増)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

a. EC事業

EC事業の主力事業である「スーパーデリバリー」は、事業規模の拡大とBtoBにおけるEC市場の普及とともに、海外事業者及び国内の小売業以外の事業者からの仕入れニーズの高まりを受け、ターゲットを従来からの国内の小売店だけではなく、国内の小売業以外の事業者及び海外事業者にも拡大しております。そのため、現在、それぞれの仕入れニーズを高める施策及び、販路の広がった出展企業が安心して取引拡大できる施策に取り組むことで流通額を増加させることに努めております。

当連結会計年度の流通額につきましては、国内流通額は小売業に対する流通額が横ばいとなりましたが、小売業以外の事業者に対する流通額が引き続き増加したことで前期比2.6%増となりました。海外流通額（「SD export」と日本語版サイトでの海外向け流通額の合算）につきましても、順調に増加し前期比67.8%増となりました。この結果、「スーパーデリバリー」全体の流通額は、100億円を突破し、10,584,249千円（前期比7.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数97,200店舗（前期末比26,680店舗増）、出展企業数1,272社（前期末比83社増）、商材掲載数711,633点（前期末比73,981点増）となりました。

「COREC」につきましては、引き続き知名度の向上及びユーザー（サプライヤーとバイヤー）の獲得に注力しております。その結果、当連結会計年度末におけるユーザー数は16,701社となりました。

この結果、EC事業の売上高は1,695,226千円（前期比5.2%増）、セグメント利益は225,539千円（前期比1.5%増）となりました。

b. Paid事業

Paid事業におきましては、引き続き加盟企業の獲得増加と獲得した加盟企業の稼働率向上を図ることに取り組んでおります。2018年4月期は、前期の投資による成長を軌道に乗せながら、さらなる成長投資を行っております。当第4四半期連結会計期間においては、これまで、一部の店舗に限られていた株式会社LIXILビバの「売掛カード」の発行によるホームセンター店頭でのPaidの利用が、2018年4月よりビバホーム全店舗に広がりました。この他、様々な取組みにより当連結会計年度末の加盟企業数は2,800社を超えました。一方で、加盟企業の稼働率と取扱高単価が横ばいで推移し、取扱高（連結グループ内の取扱高6,910,599千円を含む）は、19,063,635千円（前期比14.9%増）となりました。

この結果、Paid事業の売上高は483,234千円（前期比13.0%増）、セグメント利益は44,828千円（前期比60.8%増）となりました。

c. 保証事業

保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組むことで保証残高の拡大を図っております。また、2018年4月期は、2016年8月より開始した「URIHO」のターゲットとなる中小企業に対し、効果的なマーケティング活動を行うことでクライアントを増加させることに取り組んでおり広告宣伝費が増加しております。一方で、「T&G売掛保証」において保証料率の低いサービスプランが伸びていること、従来の収益モデルと異なる事業用家賃保証、「URIHO」の売上高が順調に増加していることにより、売上原価率が前期比2.1ポイント上昇いたしました。

保証残高は当連結会計年度末においても、すべてのサービスにおいて増加し、この結果、保証残高は18,420,504千円（連結グループ内の保証残高1,712,787千円を含む）と前期末比62.3%増となりました。保証事業の売上高は、792,316千円（前期比9.9%増）、セグメント利益は166,441千円（前期比1.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は75,671千円であります。

その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加71,459千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加3,120千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	410,000千円
借入実行残高	—
<hr/>	
借入未実行残高	410,000千円

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2015年4月期)	第 20 期 (2016年4月期)	第 21 期 (2017年4月期)	第 22 期 (2018年4月期) (当期)
売上高 (千円)	2,056,268	2,229,642	2,359,311	2,546,080
営業利益 (千円)	336,177	393,717	420,812	437,689
経常利益 (千円)	327,626	367,760	414,313	431,501
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	201,659	239,376	255,791	282,920
1株当たり当期純利益 (円)	11.51	13.84	14.58	16.05
総資産 (千円)	4,327,123	4,969,086	5,566,077	6,056,772
純資産 (千円)	1,543,752	1,777,194	1,907,984	2,133,504
1株当たり純資産額 (円)	90.29	101.17	108.89	119.67
自己資本比率	35.6%	35.7%	34.2%	35.2%

(注)2015年7月10日開催の取締役会の決議に基づき、2015年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2015年4月期)	第 20 期 (2016年4月期)	第 21 期 (2017年4月期)	第 22 期 (2018年4月期) (当期)
売上高 (千円)	1,653,432	1,754,919	1,861,663	1,999,050
営業利益 (千円)	234,677	260,519	217,783	234,367
経常利益 (千円)	249,878	252,783	243,282	265,278
当期純利益 (千円)	156,244	168,773	144,679	172,100
1株当たり当期純利益 (円)	8.92	9.75	8.25	9.76
総資産 (千円)	4,018,539	4,539,212	4,974,830	5,310,804
純資産 (千円)	1,333,182	1,496,021	1,515,698	1,630,399
1株当たり純資産額 (円)	77.95	85.14	86.47	91.42
自己資本比率	33.1%	32.9%	30.4%	30.7%

(注)2015年7月10日開催の取締役会の決議に基づき、2015年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社トラスト&グロース	490百万円	100%	保証事業

(注)2017年5月16日開催の臨時株主総会にて、会社法第450条の規定に基づき、利益剰余金の額を190百万円減少し、資本金の額を増額する増資を決議いたしました。

なお、増資の効力発生日は2017年5月31日であります。

(4) 対処すべき課題

①全社的な課題

新規事業の展開について

当社グループは、これまで企業間取引分野で事業展開することで企業価値を向上させてまいりました。今後も、当社グループの中長期的な成長を持続させていくためには、さらなる収益基盤の強化及び事業領域を拡大していくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループでは既存事業の事業成長とともに、積極的に新規事業の創出や、必要に応じてM&Aを実施し成長性のあるビジネスを当社グループに取り込んでまいります。

②EC事業

a. スーパーデリバリーの海外展開

「スーパーデリバリー」は、サービス開始以来、増収を続けておりますが、その成長スピードを上げていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するための施策の一つとして、これまで国内の小売店に限定していた取引を、海外の小売店にも拡張しております。日本製の商品や、日本で企画された商品は海外における人気が高いことから、海外展開を「スーパーデリバリー」の成長施策の一つとして位置づけております。今後、海外の小売店に対する流通額の増加を促進するために、戦略的な広告投資により集客を行い、また、利便性向上のためのシステム投資や仕組みの導入に努める方針であります。

b. スーパーデリバリーの出展企業の確保と安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」の中長期的な事業規模拡大には、新規の出展企業の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するために、小売店からのニーズが高い出展企業のさらなる獲得、及び出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といったEC卸サイト媒体としての価値向上等

に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針であります。

③Paid事業

参加企業の拡大

Paid事業の事業規模拡大には、取扱高の増加が必要であり、そのためには、Paid内で取引を行う加盟企業とPaidメンバーを増加させることが課題であると認識しております。

この課題に対応するために、積極的かつ戦略的な広告投資による集客を行っていく方針であります。また、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努める方針であります。

④保証事業

a. 利益の安定性

保証事業は順調に保証残高を積み上げ成長をしておりますが、まだまだ規模が小さいと認識しております。そのため、今後も積極的に事業規模を拡大し、保証残高を積み上げていく方針ですが、一方で当社内で一定のリスクをとるビジネスモデルであるため、保証履行による損失が利益に与える影響が大きくなるようにしていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応し安定的な利益成長をしていくため、保証先企業に対する審査基準を随時見直し、保証履行の発生を抑えるよう努める他、再保証の活用や、免責事項付の商品の提供等によりリスク分散に努めてまいります。

b. 商品力の強化

保証事業の事業規模拡大には、保証残高を積み上げていくことが必要であり、そのためには、より多くの企業がクライアントとしてサービスを利用することが必要であると認識しております。

この課題に対応するために、様々な業界や規模のクライアントのニーズに対応した商品の開発を行っていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2018年4月30日現在）

事業区分	事業内容
E C 事業	<p>「スーパーデリバリー」 アパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトの運営を行っております。</p> <p>「COREC」 業種を問わず、すべての企業間取引（BtoB）における受発注をWeb上で一元管理できるクラウド受発注ツールを提供しております。</p>
P a i d 事業	<p>取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスを提供しております。</p>
保証事業	<p>企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。</p>

(6) 主要な営業所（2018年4月30日現在）

① 当社

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社：大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 南船場ビル4階

② 子会社 株式会社トラスト&グロース

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支店：大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 南船場ビル4階

(7) 使用人の状況（2018年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
E C 事業	100名	1名減
P a i d 事業	12名	－
保証事業	31名	3名増
合計	143名	2名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名	1名減	34.1歳	7.4年

(8) 主要な借入先の状況 (2018年4月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	25,000千円

2. 株式の状況 (2018年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 37,411,200株
- (2) 発行済株式の総数 18,680,400株
(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は310,500株増加しております。
- (3) 株主数 3,893名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
小方功	5,023,800株	28.21%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	1,990,700株	11.18%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,978,100株	11.11%
石井俊之	504,200株	2.83%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	427,500株	2.40%
株式会社広明通信社	420,300株	2.36%
K I A F U N D 1 3 6	347,949株	1.95%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	312,900株	1.76%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口5)	242,200株	1.36%
今野智	213,200株	1.20%

(注) 1. 当社は、自己株式を870,656株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年4月30日現在）

①2011年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

411個

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 369,900株（新株予約権1個につき900株）

・新株予約権の払込金額

1個当たり 712円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 62,100円（1株当たり 69円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 35円

・新株予約権を行使することができる期間

2011年7月27日から2019年7月26日まで

・新株予約権の行使の条件

I. 新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(a) 2013年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。

(b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金112円を超過した場合。（ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、取締役会により適切に調整される。）

II. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

III. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。

IV. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。

V. 新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	211個	189,900株	1名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

②2014年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,215個

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 964,500株 (新株予約権1個につき300株)

・新株予約権の払込金額

1個当たり 603円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 49,500円 (1株当たり165円)

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 83円

・新株予約権を行使することができる期間

2017年8月1日から2027年7月31日

・新株予約権の行使の条件

- I. 2017年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも625百万円を超過した場合に、新株予約権を行使することができる。
- II. 割当日から新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が1度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、上記Iの条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使することはできない。
- III. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- IV. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。

V. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。

VI. 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,215個	964,500株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年4月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小方 功	
取締役財務担当副社長	今野 智	管理部長 株式会社トラスト&グロス 取締役
取締役事業開発担当副社長	石井 俊之	Pa i d事業推進部長 株式会社トラスト&グロス 代表取締役社長
取締役	阿部 智樹	COREC事業推進部長
取締役	羽山 純	技術戦略部・デザイン戦略部 管掌
取締役	植松 定啓	人事総務部長 株式会社トラスト&グロス 監査役
取締役	多喜田 二郎	
常勤監査役	林 藤吉郎	
監査役	中辻 一剛	合同会社FPC 代表社員 FPC会計事務所 パートナー 監査法人フロンティアパートナークラウド 社員
監査役	小宮山 澄枝	小宮山澄枝法律事務所 所長 オリックス債権回収株式会社 取締役 国立研究開発法人土木研究所 監事 全国農業協同組合連合会 監事

- (注) 1. 取締役 多喜田二郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 中辻一剛氏及び監査役 小宮山澄枝氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位・担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
植松 定啓	常勤監査役 取締役	取締役 取締役人事総務部長	2017年7月22日 2017年8月1日

6. 当事業年度末日後の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
今野 智	取締役財務担当副社長兼 管理部長	取締役財務担当副社長兼 経営管理本部長兼 経営管理本部財務経理部長	2018年5月1日
石井 俊之	取締役事業開発担当副社長 兼Pa i d事業推進部長 株式会社トラスト&グロス 代表取締役社長	取締役事業開発担当副社長 株式会社トラスト&グロス 取締役	2018年5月1日 2018年5月1日
阿部 智樹	取締役 COREC事業推進部長	取締役 経営管理本部経営企画部長	2018年5月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	7名 (1名)	120百万円 (4百万円)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	4名 (3名)	15百万円 (15百万円)
合 計	11名	135百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2017年7月22日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役就任した植松定啓氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の支給人員と支給額に含めております。なお、当期末の支給人員は取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

3. 取締役の報酬限度額は、2013年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2013年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・監査役 中辻一剛氏は、合同会社F P Cの代表社員、F P C会計事務所のパートナー及び監査法人フロンティアパートナークラウドの社員を兼職しております。当該兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役 小宮山澄枝氏は、小宮山澄枝法律事務所の所長、オリックス債権回収株式会社の取締役、国立研究開発法人土木研究所の監事及び全国農業協同組合連合会の監事を兼職しております。当該兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 多 喜 田 二 郎	18回	100%	－	－
監 査 役 中 辻 一 剛	18回	100%	18回	100%
監 査 役 小 宮 山 澄 枝	17回	94.4%	18回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
 1. 取締役 多喜田二郎氏は、これまでに培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づいた企業経営に係る幅広い知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
 2. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
 3. 監査役 小宮山澄枝氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する経営会議において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。
- 常勤取締役が出席する経営会議を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未滿の経営の重要事項についての審議を行う。
- 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社の取締役または監査役が子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することで業務上の重要事項等について報告を受ける。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告する。当社リスク管理委員会が子会社から報告を受けた場合、事実関係を調査の上、必要な措置を講じる。
- c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。
- d. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、経営企画部をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・ガイドラインを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。
- 当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動についての内部監査を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会に出席する他、社内的重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。
当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告をした当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いも受けないことを保証し、報告者を保護する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席する他、社内的重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
監査役が職務の執行につき生ずる費用の前払いまたは償還の手続等の請求をした場合は、監査役の請求に従い適時適切に当該費用の支払を行う。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス・マニュアルを整備し、取締役及び従業員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。また、問題の未然防止や早期発見を図るため内部及び外部に通報・相談窓口を設置し、速やかに通報・相談が可能な体制を構築しております。

② 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催（当事業年度では18回開催）し、月次業績や業務執行状況の共有及び対策等の検討や業務執行に係る重要な意思決定の迅速化を図っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社の取締役及び監査役は、子会社の取締役または監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席しております。子会社の取締役会で月次業績や業務執行状況の報告を受け、経営上の重要事項については、当社の取締役会で審議を行っております。また、当社の内部監査担当者が子会社の内部監査を実施し、子会社の業務の適正を確保しております。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催（当事業年度では18回開催）し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。また、常勤監査役は取締役会の他に社内の重要な会議にも出席し、積極的に助言や提言を行っております。

連結貸借対照表

(2018年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,657,319	流 動 負 債	3,885,326
現 金 及 び 預 金	2,158,811	買 掛 金	2,863,899
売 掛 金	3,122,333	1年内返済予定の長期借入金	25,000
求 償 債 権	72,394	債権流動化に伴う支払債務	141,000
貯 蔵 品	123	未 払 金	47,743
商 品	13,380	未 払 法 人 税 等	95,197
前 払 費 用	158,102	保 証 履 行 引 当 金	45,299
繰 延 税 金 資 産	76,396	賞 与 引 当 金	43,371
そ の 他	62,719	販 売 促 進 引 当 金	9,950
貸 倒 引 当 金	△6,942	預 り 金	408,970
固 定 資 産	399,453	そ の 他	204,894
有 形 固 定 資 産	20,685	固 定 負 債	37,941
建 物	7,218	資 産 除 去 債 務	2,838
工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,466	そ の 他	35,102
無 形 固 定 資 産	210,693	負 債 合 計	3,923,267
ソ フ ト ウ ェ ア	162,393	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	20,333	株 主 資 本	2,131,273
の れ ん	25,110	資 本 金	834,227
そ の 他	2,857	資 本 剰 余 金	221,699
投 資 其 他 の 資 産	168,074	利 益 剰 余 金	1,325,490
投 資 有 価 証 券	120,051	自 己 株 式	△250,143
敷 金 及 び 保 証 金	43,304	新 株 予 約 権	2,231
繰 延 税 金 資 産	4,668	純 資 産 合 計	2,133,504
そ の 他	50	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,056,772
資 産 合 計	6,056,772		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,546,080
売上原価		440,475
売上総利益		2,105,604
販売費及び一般管理費		1,667,915
営業利益		437,689
営業外収益		
受取手数料	3,351	
雑収入	1,179	4,531
営業外費用		
支払利息	837	
債権流動化費用	5,512	
投資事業組合運用損	2,411	
租税公課	1,330	
雑損	627	10,719
経常利益		431,501
特別損失		
契約解約損	8,808	8,808
税金等調整前当期純利益		422,693
法人税、住民税及び事業税	150,027	
法人税等調整額	△10,255	139,772
当期純利益		282,920
親会社株主に帰属する当期純利益		282,920

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	823,392	210,864	1,121,316	△250,065	1,905,507	2,476	1,907,984
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	10,835	10,835			21,670		21,670
剰 余 金 の 配 当			△78,747		△78,747		△78,747
親会社株主に帰属する当期純利益			282,920		282,920		282,920
自 己 株 式 の 取 得				△77	△77		△77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△245	△245
当 期 変 動 額 合 計	10,835	10,835	204,173	△77	225,766	△245	225,520
当 期 末 残 高	834,227	221,699	1,325,490	△250,143	2,131,273	2,231	2,133,504

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲等に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社トラスト&グロース

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

個別法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

③ 引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 保証履行引当金 保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (ハ) 求償債権引当金 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (ニ) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- (ホ) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した求償債権引当金

求償債権 251,468千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 46,133千円

(3) 保証債務

保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は提供している保証枠の金額を記載しております。

保証債務残高	16,707,717千円
保証履行引当金	△45,299千円
保証債務残高（純額）	16,662,417千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	18,369,900	310,500	－	18,680,400
合計	18,369,900	310,500	－	18,680,400
自己株式				
普通株式(注)2	870,538	118	－	870,656
合計	870,538	118	－	870,656

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加310,500株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加118株は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年7月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78,747千円	4.50円	2017年4月30日	2017年7月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2018年7月28日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年7月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,610千円	5.20円	2018年4月30日	2018年7月30日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当 社	自社株式オプションとしての第3回新株予約権(注)	普通株式	680,400	-	310,500	369,900	292
	自社株式オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	964,500	-	-	964,500	1,938
合 計		-	1,644,900	-	310,500	1,334,400	2,231

(注)第3回新株予約権の当連結会計年度の減少は、権利行使によるものであります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入及び売掛債権流動化）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後1年であります。

③ 金融商品に係わるリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

(ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,158,811	2,158,811	－
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	3,122,333 △6,942		
	3,115,390	3,115,390	－
(3) 求償債権	72,394	72,394	－
(4) 敷金及び保証金	43,304	43,092	△211
資産計	5,389,901	5,389,689	△211
(1) 買掛金	2,863,899	2,863,899	－
(2) 債権流動化に伴う支払債務	141,000	141,000	－
(3) 未払金	47,743	47,743	－
(4) 未払法人税等	95,197	95,197	－
(5) 預り金	408,970	408,970	－
(6) 1年内返済予定の長期借入金	25,000	24,963	△36
負債計	3,581,811	3,581,775	△36

(※) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 債権流動化に伴う支払債務、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	金額 (千円)
保証債務 (※1)	16,707,717
投資事業有限責任組合への出資 (※2)	94,051
非上場株式 (※3)	26,000

(※1) 保証債務については、市場性がなく、時価を把握することが困難と認められるため記載しておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象としておりません。

(※3) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
(1) 現金及び預金	2,158,811
(2) 売掛金	3,122,333

(注) 求償債権72,394千円、敷金及び保証金43,304千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 119円67銭
② 1株当たり当期純利益 16円05銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2018年6月8日開催の取締役会において、2018年11月1日(予定)を効力発生日とする新設分割及び吸収分割(以下、これらをあわせて「本件会社分割」といいます。)により持株会社体制に移行すること、並びに、2018年11月1日(予定)を効力発生日として、当社の商号を「株式会社ラクーンホールディングス」とする定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

本件は、2018年7月28日開催予定の定時株主総会に付議するものであり、当該株主総会での承認を条件として実施するものであります。なお、当社の100%子会社である株式会社トラスト&グロースにおいては、会社法第796条第1項の略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

また、当社の持株会社体制への移行に伴い、株式会社トラスト&グロースは「株式会社ラクーンフィナンシャル」に商号変更することを予定しております。

なお、会社分割の概要は、以下のとおりであります。

(1) 会社分割並びに持株会社化の目的

当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業として、スーパーデリバリーを主力とするEC事業(※1)、Paid事業(※2)、保証事業(※3)の3事業を展開しております。これまで3事業とも順調に成長しており、売上、利益ともに年々拡大を続けております。しかしながら、当社グループといたしましては、現状よりも成長スピードを加速させ、さらなる売上、利益の拡大を実現し、企業価値の向上を図っていくことが必要であると考えております。具体的にはこれまで培ってきた既存事業の成長スピードを上げてまいります。加えて、今後、積極的に新規事業の創出や、M&Aを実施してまいります。このような取組みにより、当社グループ全体の売上、利益の力強い成長を図っていく方針です。そのために経営管理体制を再構築する必要があると判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。本件会社分割により、EC事業は新設する「株式会社ラクーンコマース」に承継させ、Paid事業につきましては、保証事業と関連性が強いことから株式会社トラスト&グロースに承継させることといたしました。

(※1) アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」が主力の事業

(※2) 企業間取引で発生する「請求書発行」から「代金回収」まですべてを代行する事業

(※3) 企業間取引で発生した売掛金が未回収になった際に取引先に代わって売掛金を支払う事業

(2) 会社分割の要旨

① 会社分割の日程

(イ) 新設分割（対象会社：株式会社ラクーンコマース）

新設分割計画承認取締役会	2018年6月8日
新設分割計画承認定時株主総会	2018年7月28日
分割期日	2018年11月1日（予定）
分割登記（効力発生日）	2018年11月1日（予定）

(ロ) 吸収分割（対象会社：株式会社トラスト&グロース（※1））

分割契約承認取締役会	2018年6月8日
分割契約締結	2018年6月8日
分割契約承認定時株主総会（※2）	2018年7月28日
分割期日	2018年11月1日（予定）
分割登記（効力発生日）	2018年11月1日（予定）
商号変更日	2018年11月1日（予定）

（※1）2018年11月1日付で、「株式会社ラクーンフィナンシャル」に商号変更予定です。

（※2）株式会社トラスト&グロースにおいては、会社法第796条第1項の略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

② 会社分割の方式

当社を分割会社とし新たに設立する「株式会社ラクーンコマース」にEC事業を承継させる新設分割、当社の100%子会社である「株式会社トラスト&グロース」にPaid事業を承継させる吸収分割を実施いたします。

③ 会社分割に係る割当ての内容

新設分割に際して、新たに設立する「株式会社ラクーンコマース」が発行する普通株式6,000株は、すべて分割会社である当社に割り当てます。

また、吸収分割に際して、承継会社である「株式会社トラスト&グロース」は当社の100%子会社であるため、株式、金銭その他一切の財産の交付をいたしません。

④ 分割交付金

分割交付金の支払はございません。

⑤ 分割により増減する資本金等

本件会社分割による当社の資本金の増減はございません。

⑥ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その取扱いに変更はございません。なお、新株予約権付社債は発行していません。

⑦ 新設会社及び承継会社が承継する権利義務

新設会社及び承継会社は、分割の効力発生日に当社の承継事業に関して有する資産、負債及びこれらに付随する権利義務を新設分割計画書及び吸収分割契約書に定める範囲において承継します。ただし、雇用契約に関する地位は承継せず、承継事業に従事する従業員は、当社から新設会社及び承継会社に対して出向することを予定しております。なお、株式会社トラスト&グロースの従業員は、当社に転籍することを予定しております。

なお、承継会社へ承継させる債務につきましては、当社が重畳的債務引受を行うものとしておりますが、当社が重畳的債務引受を行った債務につき自ら弁済その他の負担を行った場合には、承継会社に負担額全額を請求するものとします。

⑧ 債務履行の見込み

本件会社分割において、分割会社並びに新設会社及び承継会社ともに、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態が想定されていないことから、その履行の確実性に問題はないものと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社 (2018年4月30日現在)	新設会社 (2018年11月1日予定)	承継会社 (2018年4月30日現在)
① 名称	株式会社ラクーン (※1)	株式会社ラクーンコマース	株式会社トラスト&グロース (※2)
② 所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号	同左	同左
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小方 功	代表取締役社長 和久井 岳	代表取締役社長 石井 俊之
④ 事業内容	EC事業、Paid事業	EC事業	保証事業
⑤ 資本金	834,227千円	300,000千円	490,000千円
⑥ 設立年月日	1995年9月20日	2018年11月1日	2010年10月1日
⑦ 発行済株式総数	18,680,400株	6,000株	15,000株

(※1) 2018年11月1日付で「株式会社ラクーンホールディングス」に商号変更予定です。

(※2) 2018年11月1日付で「株式会社ラクーンフィナンシャル」に商号変更予定です。

(4) 分割する事業部門の概要

① EC事業

(イ) 分割する部門の事業内容

アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」が主力の事業

(ロ) 分割する部門の経営成績 (当連結会計年度)

売上高 1,695,226千円

② Paid事業

(イ) 分割する部門の事業内容

企業間取引で発生する「請求書発行」から「代金回収」まですべてを代行する事業

(ロ) 分割する部門の経営成績 (当連結会計年度)

売上高 (※) 303,381千円

(※) 連結グループ内の売上高179,852千円は含んでおりません。

貸借対照表

(2018年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,664,990	流 動 負 債	3,642,463
現 金 及 び 預 金	1,464,722	買 掛 金	2,865,804
売 掛 金	3,115,011	1年内返済予定の長期借入金	25,000
貯 蔵 品	32	債権流動化に伴う支払債務	141,000
商 品	13,380	未 払 金	69,297
前 払 費 用	24,122	未 払 費 用	19,867
繰 延 税 金 資 産	19,775	未 払 法 人 税 等	48,521
そ の 他	28,689	未 払 消 費 税 等	8,445
貸 倒 引 当 金	△744	賞 与 引 当 金	26,405
固 定 資 産	645,814	販 売 促 進 引 当 金	9,950
有 形 固 定 資 産	20,446	前 受 金	12,949
建 物	7,218	預 り 金	406,643
工 具、器 具 及 び 備 品	13,227	そ の 他	8,579
無 形 固 定 資 産	137,243	固 定 負 債	37,941
特 許 出 願 権 等	2,064	資 産 除 去 債 務	2,838
ソ フ ト ウ エ ア	114,458	そ の 他	35,102
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	20,333	負 債 合 計	3,680,405
そ の 他	387	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	488,124	株 主 資 本	1,628,168
関 係 会 社 株 式	320,877	資 本 金	834,227
投 資 有 価 証 券	120,051	資 本 剰 余 金	221,699
敷 金 及 び 保 証 金	43,284	資 本 準 備 金	190,644
繰 延 税 金 資 産	3,861	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,055
そ の 他	50	利 益 剰 余 金	822,384
資 産 合 計	5,310,804	利 益 準 備 金	29,067
		そ の 他 利 益 剰 余 金	793,317
		繰 越 利 益 剰 余 金	793,317
		自 己 株 式	△250,143
		新 株 予 約 権	2,231
		純 資 産 合 計	1,630,399
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,310,804

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,999,050
売 上 原 価		430,187
売 上 総 利 益		1,568,863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,334,495
営 業 利 益		234,367
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	3,351	
経 営 指 導 料	36,000	
雑 収 入	906	40,258
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	837	
債 権 流 動 化 費 用	5,512	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,411	
雑 損 失	586	9,347
経 常 利 益		265,278
特 別 損 失		
契 約 解 約 損	8,808	8,808
税 引 前 当 期 純 利 益		256,470
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	77,156	
法 人 税 等 調 整 額	7,213	84,369
当 期 純 利 益		172,100

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年5月1日から
2018年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 資 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 益 金 計
						繰 越 利 益 剰 余 金	繰 上 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	823,392	179,809	31,055	210,864	21,192	707,838	729,031	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	10,835	10,835		10,835				
剰 余 金 の 配 当					7,874	△86,621	△78,747	
当 期 純 利 益						172,100	172,100	
自 己 株 式 の 取 得								
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	10,835	10,835	-	10,835	7,874	85,478	93,353	
当 期 末 残 高	834,227	190,644	31,055	221,699	29,067	793,317	822,384	

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△250,065	1,513,221	2,476	1,515,698
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		21,670		21,670
剰 余 金 の 配 当		△78,747		△78,747
当 期 純 利 益		172,100		172,100
自 己 株 式 の 取 得	△77	△77		△77
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△245	△245
当 期 変 動 額 合 計	△77	114,946	△245	114,700
当 期 末 残 高	△250,143	1,628,168	2,231	1,630,399

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

個別法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	44,729千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,224千円
短期金銭債務	30,741千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上

442千円

売上原価

250,527千円

販売費及び一般管理費

4,641千円

営業取引以外の取引高

36,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	870,538	118	－	870,656
合計	870,538	118	－	870,656

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加118株は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業所税等	4,692千円
賞与引当金	8,085千円
未払費用否認	3,695千円
販売促進引当金	3,046千円
貸倒引当金	228千円
一括償却資産	26千円
繰延税金資産（流動）小計	19,775千円
評価性引当額	—
繰延税金資産（流動）合計	19,775千円
繰延税金資産（流動）の純額	19,775千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	4,379千円
資産除去債務	869千円
一括償却資産	12千円
その他	123千円
繰延税金資産（固定）小計	5,385千円
評価性引当額	△869千円
繰延税金資産（固定）合計	4,516千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	410千円
その他	244千円
繰延税金負債（固定）合計	654千円
繰延税金資産（固定）の純額	3,861千円

6. 関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
子会社	株式会社トラスト &グロース	所有 直接 100%	役員の兼任 債権保証	経営指導料の 受取 (注1)	36,000	未収入金	3,240
				保証料の支払 (被保証残高) (注2)	250,527 (1,712,787)	未払金	27,963
				ソフトウェアの 開発受託等 (注3)	8,820	未収入金	—

(注) 1. 経営指導料に関しては、毎期交渉の上決定しております。

2. 子会社である株式会社トラスト&グロースから債権の保証サービスを受けております。なお、被保証残高については、債権に対する被保証について2018年4月30日現在の保証枠の金額を記載しております。
また、同サービスに対しては一般的な取引と同水準の保証料を支払っております。

3. 取引金額は、帳簿価額を基に決定しております。

4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|--------|
| ① 1株当たり純資産額 | 91円42銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 9円76銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2018年6月8日開催の取締役会において、2018年11月1日(予定)を効力発生日とする新設分割及び吸収分割により持株会社体制に移行することを決議いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 6. 重要な後発事象に関する注記(会社分割による持株会社体制への移行)」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年6月21日

株式会社ラクーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 田 立 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクーンの2017年5月1日から2018年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年6月21日

株式会社ラクーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 立 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクーンの2017年5月1日から2018年4月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2018年6月8日開催の取締役会において、新設分割及び吸収分割により持株会社体制に移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年5月1日から2018年4月30日までの第22期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年6月26日

株式会社ラクーン 監査役会

常勤監査役 林 藤吉郎 ⑩

監査役 中 辻 一 剛 ⑩

監査役 小宮山 澄 枝 ⑩

監査役 中辻一剛及び監査役 小宮山澄枝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

